

## 「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置の実施について

大阪広域水道企業団では、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（新労務単価）が、「令和 7 年度公共工事設計労務単価」（旧労務単価）に比べ、全国全職種単純平均で 4.5% 上昇したことや、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」（令和 8 年 2 月 18 日付け 国不入企第 30 号国土交通省不動産・建設経済局長通知）の要請があったことを踏まえ、次のとおり特例措置を講じることとしますので、お知らせします。

### 1 特例措置の内容

対象工事等の受注者は、旧労務単価に基づく契約を、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

### 2 対象工事等

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事請負契約及び委託契約のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものとします。

なお、旧労務単価とは、設計書における単価適用年月日が令和 8 年 2 月 1 日以前のものをいいます。

参考例

## 総括情報表

頁0 0001

事務所コード	80	
事務所名	大阪広域水道企業団	
設計書名	拡張事業設計書 当初	
設計書番号	07-618003-14000-4-0	
変更回数	0	
事業コード		
事業名		
単価区分	1 実施単価	
単価地区	70 大阪府	
単価適用年月日	0-08.02.01(0)	令和 8 年 2 月 1 日なので旧労務単価になります。
諸経費体系	F 上水（厚労省）	
	当 世 代	前 世 代
前払率	40 %	
諸経費工種	01 開削・小口径推進	
現場環境改善費等	00 計上しない	
施工地域区分	14 市街地	
契約保証区分	10 金銭的保証	
週休 2 日工事区分	00 補正なし	

### 3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P \text{新} \times K$$

P 新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された設計金額

K：当初契約の落札率

当初契約時点の物価：当初設計の積算開始年月日に基づく単価とします。

### 4 手続き

対象工事等の受注者には、企業団から個別にお知らせします。

対象工事等の受注者から企業団への協議の請求期限は、原則、次のとおりです。

- ・契約締結日から起算して 14 日間

## 5 その他

- (1) 請負代金額が変更された場合は、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」（令和8年2月26日付け 国不建企第186号国土交通省不動産・建設経済局長通知）の趣旨に則って、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応するようお願いいたします。
- (2) 新労務単価の適用時期については、設計担当（発注事務所）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

広域事業部 技術管理課

技術管理グループ

TEL 06-6944-8029